

# 介護サービス事業所指定（許可）更新申請の手引き

## 1 指定（許可）更新の対象

### (1) 対象事業所

対象サービス	根拠法令
指定居宅サービス事業者	介護保険法第70条の2
指定介護予防サービス事業者	介護保険法第115条の11
指定居宅介護支援事業者	介護保険法第79条の2
指定介護老人福祉施設	介護保険法第86条の2
介護老人保健施設	介護保険法第94条の2
介護医療院	介護保険法第108条
指定地域密着型サービス事業者	介護保険法第78条の12
指定地域密着型介護予防サービス事業者	介護保険法第115条の21
指定介護予防支援事業者	介護保険法第115条の31
第一号事業者 (介護予防型訪問サービス事業者、 介護予防型通所サービス事業者、 生活支援型訪問サービス事業者、 生活支援型通所サービス事業者)	介護保険法第115条の45の6

### (2) 対象とならない事業所

医療みなし指定の事業所及び施設みなし指定の事業所は、更新手続きの必要はありません。

医療みなし指定	施設みなし指定
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 病院又は診療所が行う 「訪問看護」(※) 「訪問リハビリテーション」 「通所リハビリテーション」 「居宅療養管理指導」</li><li>・ 薬局が行う「居宅療養管理指導」</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 介護老人保健施設又は介護医療院が行う 「通所リハビリテーション」 「訪問リハビリテーション」 「短期入所療養介護」</li></ul>

※ 訪問看護ステーションは更新手続きが必要です。

## 2 手続きの流れ

### (1) お知らせの送付

更新予定日の4カ月前に「指定期間満了に伴う指定更新申請の受付について(お知らせ)」を送付します。

### (2) 申請書類の提出及び手数料の納付

「指定期間満了に伴う指定更新申請の受付について(お知らせ)」に記載の提出期限までに、申請書類に手数料を添えて提出してください。

※更新しない(有効期限の満了をもって廃止する)場合は、「廃止届出書」を提出してください。

### (3) 書類審査

申請書類の審査を行います。書類に不備等がある場合は、電話等で連絡します。

#### (4) 指定更新通知書交付

指定（許可）更新を決定した事業所に、指定（許可）更新通知書を郵送します。

### 3 更新申請スケジュール

#### (1) 在宅サービス

更新予定日	(1)お知らせ送付	(2)申請書類提出期限	(3)更新通知書送付
1月1日	9月下旬	10月31日	12月中旬
2月1日	10月下旬	11月30日	1月中旬
3月1日	11月下旬	12月28日	2月中旬
4月1日	12月下旬	1月31日	3月中旬
5月1日	1月下旬	2月28日	4月中旬
6月1日	2月下旬	3月31日	5月中旬
7月1日	3月下旬	4月30日	6月中旬
8月1日	4月下旬	5月31日	7月中旬
9月1日	5月下旬	6月30日	8月中旬
10月1日	6月下旬	7月31日	9月中旬
11月1日	7月下旬	8月31日	10月中旬
12月1日	8月下旬	9月30日	11月中旬

#### (2) 施設サービス

更新予定日	(1)お知らせ送付	(2)申請書類提出期限	(3)更新通知書送付
1月1日～3月31日	8月下旬	9月30日	12月下旬～2月下旬
4月1日～6月30日	11月下旬	12月28日	3月下旬～5月下旬
7月1日～9月30日	2月下旬	3月31日	6月下旬～8月下旬
10月1日～12月31日	5月下旬	6月30日	9月下旬～12月下旬

※提出期限が休日の場合は、翌営業日が提出期限となります。

### 4 指定（許可）更新申請の提出書類・作成方法

#### (1) 提出書類

チェック表

福岡市収入証紙貼付簿

「6 指定（許可）更新手数料」で金額を確認し、収入証紙を貼り付けた状態で提出してください。

指定更新申請書（サービス種別ごとに様式が異なりますので注意してください。）

付表（サービス種別ごとに様式が異なりますので注意してください。）

基準適合表

勤務形態一覧表

誓約書

暴力団排除に係る誓約書

組織体制図（任意様式）

介護支援専門員の氏名及びその登録番号

（（地域密着型）特定施設入居者生活介護・（地域密着型）介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・居宅介護支援・介護予防支援に限る。）

### (注意事項)

- ①変更届が必要な項目について、今一度確認を行ってください。変更届未提出の場合は別途変更届を提出してください。
- ②提出書類をサービス種類ごとに作成し、更新申請手数料を添えて提出してください。
- ③申請書類は、必ず事業所控え（コピー）を保管してください。

#### 【申請書ダウンロードはこちら】

福岡市ホームページ：

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/kaigo\\_henkou.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/kaigo_henkou.html)

（高齢・介護 > 事業者の方へ > 各種手続き・運営指導に関すること > 指定・運営に関する各種手続き > 介護サービス事業所の変更届）

### (2) 更新申請書類の提出期限

有効期間満了日の3月前の末日まで（通知に記載の期限までに提出してください。）

### (3) 提出方法及び提出先及び問合せ先

	提出方法	提出及び問合せ先
市内の事業所	窓口持参または郵送 (郵送の場合は、追跡可能な方法で郵送してください。)	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 福岡市役所福祉局事業者指導課（12階12番窓口）  〈在宅サービス：在宅指導係〉 電話番号：092-711-4257 メールアドレス： <a href="mailto:kyotaku@city.fukuoka.lg.jp">kyotaku@city.fukuoka.lg.jp</a>
市外の事業所	郵送	〈施設サービス：施設指導係〉 電話番号：092-711-4319 メールアドレス： <a href="mailto:shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp">shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp</a>

## 5 その他（注意事項等）

### (1) 休止中の事業所について

休止中の事業所は、介護保険法に規定する欠格条項（居宅サービスの場合、同法第70条第2項第2号）に該当しますので、指定更新を受けることができません。（指定の有効期間の満了をもって指定の効力を失います。）指定更新申請を行う場合は、事前に当課へ連絡の上、速やかに再開届出書を提出してください。

また、事業再開の予定がない事業所は、速やかに廃止届出書を提出してください。

### (2) 申請書提出後に変更が生じた場合について

速やかに変更届及びその添付書類を添えて提出してください。

### (3) 申請書提出後に事業所を廃止する場合について

事前に当課へ連絡の上、廃止届出書を提出してください。手数料は返還できませんのでご了承ください。

## 6 指定（許可）更新手数料

指定（許可）更新申請の際は、「福岡市手数料条例」に基づく手数料が必要です。

「福岡市収入証紙貼付簿」に福岡市収入証紙を貼り付け、指定申請書類に添えて提出してください。

福岡市収入証紙は、福岡市役所地下1階政府刊行物福岡市役所内サービスステーションで販売しています。

サービス種類	指定（許可）更新 手数料の額	手数料計算の例
居宅サービス	20,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問介護と通所介護を同時に申請する場合 →<u>40,000円</u> (2件×20,000円)</li> <li>・ 訪問介護と介護予防型訪問サービスを同時に申請する場合 →<u>20,000円</u> ※指定期間満了日が同日である場合に限る</li> <li>・ 訪問介護と介護予防型訪問サービスと生活支援型訪問サービスを同時に申請する場合 →<u>20,000円</u> ※指定期間満了日が同日である場合に限る</li> <li>・ 市外の介護予防型訪問サービスと生活支援型訪問サービスを同時に申請する場合 →<u>10,000円</u> ※市外の介護予防型訪問サービスが訪問介護と一体的に実施されている場合に限る</li> </ul>
介護予防サービス	20,000円	
居宅介護支援	20,000円	
介護老人福祉施設	25,000円	
介護老人保健施設	33,000円	
介護医療院	25,000円	
地域密着型サービス	20,000円	
地域密着型介護予防サービス	20,000円	
介護予防支援	20,000円	
第一号事業 (介護予防型訪問サービス) (介護予防型通所サービス)	20,000円	
第一号事業 (生活支援型訪問サービス) (生活支援型通所サービス)	10,000円	

### (注意事項)

- ①手数料はサービス種類ごとに必要となります。指定介護予防サービスまたは指定地域密着型介護予防サービスに係る手数料は、同種の指定居宅サービスまたは指定地域密着型サービスの指定更新申請を同時に行う場合（指定期間満了日が同日）に限り必要ありません。
- ②下記の場合については、手数料が免除されます。
  - ・ 市外に所在する地域密着型（介護予防）サービス事業所で、事業所所在地市区町村長の指定を受けている場合。
  - ・ 市外に所在する第一号事業のうち介護予防型訪問（通所）サービス事業所で、事業所所在地市区町村長の指定を受けた本体事業所（訪問介護事業所、（地域密着型）通所介護事業所）と一体的に運営している場合。

## 7 Q&A

### 【制度・手続き関係】

問1 変更届出の記録を点検したところ、変更届の提出が必要な変更項目について、変更届を提出していないことが判明した。どうしたらよいか。

(答) 速やかに変更届及びその添付書類を提出してください。届出すべき変更については、速やかに変更届及びその添付書類を作成し提出してください。変更届の詳細は、福岡市ホームページでご確認ください。

問2 指定更新申請等事前確認書類を提出後（審査期間中）に、法人の代表者（管理者）が交代した。どうしたらよいか。

(答) 速やかに変更届及びその添付書類を提出してください。なお、法人代表者、管理者、介護支援専門員など役員・職員の交代の場合だけでなく、届出すべき変更については、速やかに変更届及びその添付書類を作成し提出してください。

問3 指定更新申請とともに、定員や加算の変更届の提出を行ってよいか。

(答) **【加算届】**

在宅サービス：別途変更届を（在宅サービスの介護報酬に係る変更届は委託先の麻生教育サービス株式会社へ）提出してください。

施設サービス：指定更新日と同日の変更であれば、指定更新申請と同時の提出で構いません。

**【変更届】** 変更届の詳細は、福岡市ホームページでご確認ください。

問5 誓約書に記載する役員等の範囲はどこまでか。

(答) 誓約書に記載する役員等には、法人登記簿の「役員」の欄に記載されている役員のほか、役員と同等以上の支配力を法人に対し有するものと認められる者も対象です。役員等の範囲については以下を参照してください。

#### 《役員等の範囲について》

① 法人ではない病院の場合は、医療法及び薬事法で規定されている管理者

② 法人である場合は、

A. 役員

◇業務を執行する社員・取締役・執行役員又はこれらに準ずる者

※「これらに準ずる者」とは具体的には

・合名会社、合資会社、合同会社→会社法で規定される社員

・株式会社→会社法で規定される役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事、会計監査人など）

・社会福祉法人→社会福祉法で規定される役員（理事・監事）など

・医療法人→医療法に規定される役員（理事・監事）など

・NPO法人→特定非営利活動促進法に規定される役員（理事・監事）

◇相談役、顧問等の名称を有するかどうかは問わず、Aに掲げる者と同等以上の支配力を法人に対し有するものと認められる者

B. その事業所を管理する者その他の政令で定める使用人

・事業所の管理者（基準省令等で規定される管理者と同じ）